

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づいて中国地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、分科会長が指名する。

(会議)

第4条 小委員会は、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、審議方法を定めた社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営要領を決定する。

(会議の成立条件)

第5条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同の会議の開催)

第6条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

(小委員会の庶務)

第7条 小委員会の庶務は、中国地方整備局の道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年 7月15日から施行する。